

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行																																								
<p>(建築物の壁面の位置の制限)</p> <p>第5条〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1の<u>東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域内の都市計画法第14条第1項に規定する計画図のうち東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区計画の計画図3</u>(以下「<u>計画図3</u>」という。)に示す敷地においては、建築物の外壁、これに代わる柱又は高さが2メートルを超える門若しくは塀の面から都市計画道路、区画整理事業区域又は公園区域の境界線までの距離は、別表第3の計画区域等の区分に応じ、それぞれ同表(え)欄に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>3〔略〕</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都市計画両国南地区地区整備計画区域～東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td>平成20年墨田区告示第57号、平成24年墨田区告示第207号及び平成27年墨田区告示第9号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画文花二丁目南地区地区整備計画区域</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区整備計画区域の名称</th> <th style="text-align: center;">地区の名称</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域・東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域A地区</td> <td>平成20年墨田区告示第57号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、A地区に定められた地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域B地区</td> <td>平成20年墨田区告示第57号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、B地区に定められた地区</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 域	東京都市計画両国南地区地区整備計画区域～東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域	平成20年墨田区告示第57号、平成24年墨田区告示第207号及び平成27年墨田区告示第9号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	東京都市計画文花二丁目南地区地区整備計画区域	〔略〕	地区整備計画区域の名称	地区の名称	区 域	東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域・東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕			東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域A地区	平成20年墨田区告示第57号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、A地区に定められた地区		東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域B地区	平成20年墨田区告示第57号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、B地区に定められた地区	<p>〔同左〕</p> <p>第5条〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1の<u>東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域内の都市計画法第14条第1項に規定する計画図のうち東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の計画図3</u>(以下「<u>計画図3</u>」という。)に示す敷地においては、建築物の外壁、これに代わる柱又は高さが2メートルを超える門若しくは塀の面から都市計画道路、区画整理事業区域又は公園区域の境界線までの距離は、別表第3の計画区域等の区分に応じ、それぞれ同表(え)欄に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>3〔略〕</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都市計画両国南地区地区整備計画区域～東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td style="text-align: center;">〔同左〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画文花二丁目南地区地区整備計画区域</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区整備計画区域の名称</th> <th style="text-align: center;">地区の名称</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域・東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域A地区</td> <td style="text-align: center;">〔同左〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域B地区</td> <td style="text-align: center;">〔同左〕</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 域	東京都市計画両国南地区地区整備計画区域～東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	〔同左〕	東京都市計画文花二丁目南地区地区整備計画区域	〔略〕	地区整備計画区域の名称	地区の名称	区 域	東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域・東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕			東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域A地区	〔同左〕		東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域B地区	〔同左〕
名 称	区 域																																								
東京都市計画両国南地区地区整備計画区域～東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕																																								
東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域	平成20年墨田区告示第57号、平成24年墨田区告示第207号及び平成27年墨田区告示第9号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																																								
東京都市計画文花二丁目南地区地区整備計画区域	〔略〕																																								
地区整備計画区域の名称	地区の名称	区 域																																							
東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域・東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕																																								
	東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域A地区	平成20年墨田区告示第57号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、A地区に定められた地区																																							
	東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域B地区	平成20年墨田区告示第57号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、B地区に定められた地区																																							
名 称	区 域																																								
東京都市計画両国南地区地区整備計画区域～東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕																																								
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	〔同左〕																																								
東京都市計画文花二丁目南地区地区整備計画区域	〔略〕																																								
地区整備計画区域の名称	地区の名称	区 域																																							
東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域・東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕																																								
	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域A地区	〔同左〕																																							
	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域B地区	〔同左〕																																							

	<u>域B地区</u>	辺地区地区整備計画区域のうち、B地区に定められた地区
東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域	<u>東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域鉄道施設地区</u>	平成20年墨田区告示第57号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、鉄道施設地区に定められた地区
	<u>東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域C地区</u>	平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、C地区に定められた地区
	<u>東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域D地区</u>	平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、D地区に定められた地区
	<u>東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域E地区</u>	平成27年墨田区告示第9号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、E地区に定められた地区
	<u>東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域F地区</u>	平成27年墨田区告示第9号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、F地区に定められた地区
東京都市計画文花二丁目南地区地区整備計画区域	〔略〕	

別表第3

1～5の6 〔略〕

6の1 東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域A地区

表 〔略〕

6の2 東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域B地区

表 〔略〕

6の3 東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域鉄道施設地区

東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	<u>東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域鉄道施設地区</u>	〔同左〕
	<u>東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域C地区</u>	〔同左〕
	<u>東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域D地区</u>	〔同左〕
	<u>東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域E地区</u>	〔同左〕
	<u>東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域F地区</u>	〔同左〕
東京都市計画文花二丁目南地区地区整備計画区域	〔略〕	

別表第3

1～5の6 〔略〕

6の1 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域A地区

表 〔略〕

6の2 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域B地区

表 〔略〕

6の3 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域鉄道施設地区

表〔略〕

6の4 東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域C地区

表〔略〕

6の5 東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域D地区

表〔略〕

6の6 東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域E地区

表〔略〕

6の7 東京都市計画押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区地区整備計画区域F地区

表〔略〕

7の1～7の3〔略〕

表〔略〕

6の4 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域C地区

表〔略〕

6の5 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域D地区

表〔略〕

6の6 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域E地区

表〔略〕

6の7 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域F地区

表〔略〕

7の1～7の3〔略〕

付 則

この条例は、公布の日から施行する。